

1. 件 名：クリアランスの認可申請書の記載要領等に係る面談
2. 日 時：令和2年12月16日（水）10時05分～11時40分
3. 場 所：原子力規制庁 9階会議室（音声通話により実施）
4. 出席者：
 - 原子力規制庁
 - 原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門
 - 長谷川安全規制管理官、志間企画調整官、猪俣上席安全審査官、
 - 金岡上席安全審査官、菅生主任安全審査官、田尻安全審査官、
 - 松田安全審査官、鈴木安全審査専門職
 - 電気事業連合会
 - 原子力部 副部長
 - 中部電力株式会社
 - 原子力部（廃止措置グループ） グループ長、他7名
 - 中国電力株式会社
 - 電源事業本部（放射線安全） 担当副長
 - 関西電力株式会社
 - 原子力事業本部（放射線管理グループ） マネージャー、他1名
 - 日本原子力発電株式会社
 - 廃止措置プロジェクト推進室（プロジェクト管理グループ） 課長、他2名
5. 要 旨：
 - 電気事業連合会等で現在検討中のクリアランス認可申請書に係る標準記載要領（案）（以下「要領」という。）が示され、意見交換を行った。
 - (1) 原子力規制庁から、主に以下のとおり伝えた。
 - 放射性物質による汚染の発生メカニズムは、評価対象核種や評価方法を選定する上で重要な内容であることから、申請書の本文記載事項として整理される方がよいのではないかと考える。
 - 要領は、今回策定されて終わりではなく、今後のクリアランス認可申請を踏まえて内容を拡充する等の改定が継続されていくものと理解している。要領にもその旨を明記した方がよいのではないかと考える。
 - (2) 電気事業連合会等から、本日の面談を踏まえ、引き続き検討していく旨の発言があった。
6. 配付資料：
 - ・クリアランス認可申請書の標準記載要領（案）

以上